

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための
関係府省庁等連絡会議幹事会の官職の指定について

令和 6 年 9 月 2 7 日
父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の
施行準備のための関係府省庁等連絡会議議長決定

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議の開催について（令和 6 年 6 月 2 5 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長	法務省民事局参事官（家族法制担当）
構成員	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
	警察庁生活安全局人身安全・少年課長
	こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）
	こども家庭庁支援局総務課長
	こども家庭庁支援局家庭福祉課企画官（ひとり親家庭等支援担当）
	こども家庭庁成育局総務課長
	こども家庭庁成育局成育環境課長
	こども家庭庁成育局保育政策課長
	総務省自治行政局住民制度課長
	法務省大臣官房司法法制部参事官
	法務省大臣官房司法法制部総合法律支援推進室長
	外務省領事局旅券課長
	国税庁課税部個人課税課長
	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
	厚生労働省医政局総務課長
	厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長
	厚生労働省社会・援護局保護課長
オブザーバー	最高裁判所事務総局家庭局第二課長